

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年5月25日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、平成13年10月15日、A所在の会社B（以下「会社」という。）C店に雇用され、バイクの整備や販売等の業務に従事し、平成15年4月1日から店長として勤務していた。
- 2 被災者は、平成23年5月頃、不眠等の症状を訴え、同年6月1日、D医療機関を受診し「重症うつ病エピソード」と診断され、療養を続けていたところ、平成24年2月14日に退職し、〇年〇月〇日に自宅で自死したものである。死体検案書には、「直接死因は肺水腫、直接死因の原因は薬物中毒の疑い、死因の種類は自殺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月27日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害の疾病名及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成30年4月16日付け意見書において、平成23年5月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べており、被災者の症状経緯及び医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見は妥当である。

(2) 精神障害の業務起因性の判断は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 被災者の労働時間について

ア 労働時間の算定方法

(ア) 始業・終業時刻

① 会社では、従業員の出退勤について、各店舗に設置されたパソコンの画面上の出勤ボタン及び退勤ボタンを打刻させ、当該時刻が自動的に登録されるシステム（以下「時間管理システム」という。）により管理しており、同システムにより被災者が同人の出勤時刻と退勤時刻を打刻していたと認められることから、被災者の始業・終業時刻は、基本的に勤務報告書に記録された時刻により特定するのが妥当である。

② ただし、時間管理システムは、インターネット環境が整っていれば店舗以外においても打刻することが可能であること、Eの申述から、被災者が自宅で、出勤の時間を入力したことが推認されることから、A店の入退館記録（以下同じ。）から同店舗内に誰もいないと考えられる警備システム作動中の時間帯に打刻がされている場合は、入退館記録（解

除・セット時刻)により始業・終業時刻を特定するのが妥当である。

したがって、平成23年1月11日の始業時刻は午前9時27分、同月27日の始業時刻は午前8時53分、同年3月1日の始業時刻は午前8時56分、同月28日の終業時刻は午後8時31分、同年4月4日の始業時刻は午前9時11分、同月10日の始業時刻は午前8時56分、同月15日の始業時刻は午前8時55分、終業時刻は午後8時57分、同月17日の終業時刻は午後11時18分、同月21日の始業時刻は午前8時56分、同月23日の終業時刻は午後8時40分、同月25日の始業時刻は午前8時59分、同月29日の終業時刻は午後9時34分、同年5月6日の始業時刻は午前8時47分とするのが妥当である。

(イ) 休憩時間について

Eは、要旨、「昼休憩は午後1時から午後2時と決まっており、交替で取っていた。C店の来店者数は一桁の日が多く、電話がかかってくることを考えても、応対に追われて昼の休憩が取れない状態だったとは考えにくい。」と述べていること、Fも、要旨、「昼の休憩は2人体制になってからも、交替で取れていた。」と述べていることから、被災者の休憩時間は所定の1時間とするのが妥当である。なお、平成22年11月14日(ツーリング日)の業務については、一日を通して顧客に同行しており、業務と休憩との区別が困難であることから、休憩時間は0時間とした。

(ウ) 請求人は、被災者が平日のツーリングツアー、ミーティング、ポスティング、バイクの引取り、納車、自転車の販売等の業務に従事していた旨主張していることから、請求人から新たに提出された被災者のパソコンの記録を含む一件資料を精査したところ、次のとおりとなる。

- ① 被災者のブログにおいて、要旨、「(略)」、「(略)」などと記載されており、入退館記録と併せ検討すると、被災者が、同年3月8日午前11時15分に出勤し、午前11時21分から午後5時28分までG方面の修理バイクを引き取りに行った後、午後9時7分までC店で自転車の組み付け業務に従事していたと推認できること、自転車の販売、修理等の経理処理については、Eの申述から会社に計上されていたと推認され、業務と評価できることから、同日の始業時刻は午前11時15分、終業時刻は午後9時7分とする。

② 上記①以外の業務については、請求人の主張を裏付けるに足りる資料は認められず、採用することができない。

イ 上記算定方法により被災者の労働時間を集計したところ、別紙2（略）の労働時間集計表のとおりとなる。

(4) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①恒常的長時間労働があった、②ノルマがあった、③業務量が増加したと主張しているので、以下、認定基準に基づき検討する。

ア 恒常的長時間労働があったとの主張について

労働時間集計表（別紙2（略））のとおり、評価期間における被災者の時間外労働時間は、最大でも発病前2か月の83時間16分であり、休日も確保されていたことから、恒常的長時間労働であったとする請求人の主張は、採用することができない。

イ ノルマがあったとの主張について

請求人は、店長であった被災者にとって、赤字を出さないことが最低限のノルマであった旨主張しているが、一般的に赤字が出ないように店舗を運営することは店長の職務としては当然のことであるし、一件記録を精査すると、被災者が毎月の店舗の売上げを会社に報告し、売上げが良くなかったことを気にしていたとはいえるが、会社から被災者に対しては、ノルマとはいえない程度の目標が示されたにすぎず、具体的な売上金額を示されたこともなく、ペナルティも認められないことから、ノルマがあったとする請求人の主張は、採用することができない。

ウ 業務量が増加したとの主張について

請求人は、審査官の認定した労働時間を前提としても、発病前2か月及び発病前4か月の時間外労働時間がそれぞれ前月と比較して20時間以上増加し、45時間以上となるものが認められると主張していることから、当審査会が認定した労働時間集計表（別紙2（略））により比較してみると、被災者の時間外労働時間が発病前4か月（52時間16分）から発病前3か月（79時間36分）にかけて27時間20分増加していたと認められる。この出来事を認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な

心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当するとみて検討すると、1月当たり100時間を超える時間外労働は認められず、過去に経験したことがない仕事内容へ変更となり、常時緊張を強いられる状況も認められないことから、その心理的負荷の強度は「中」とするのが相当である。

(5) 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 以上のとおり、評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事としては、その総合評価が「中」となる出来事が1つ認められるが、その心理的負荷の全体評価は「中」であることから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできず、その死亡も業務上の事由によるものということとはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月27日